

那覇文化芸術劇場なは一と駐車場システム業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という）と〇〇〇株式会社（以下「乙」という）は那覇文化芸術劇場なは一と駐車場システム保守点検業務に関し、次の通り業務委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は下記建物の駐車場システムについて、法令並びに法令規則等で定めた基準及びこの契約書並びに「那覇文化芸術劇場なは一と駐車場システム保守点検業務委託仕様書」で定めた内容に基づき、保守点検業務を乙に委託し、乙はこれを誠実に履行する。

- (1) 施設名称 那覇文化芸術劇場なは一と
- (2) 所在地 那覇市久茂地3丁目26番27号
- (3) 敷地面積 9,219.74㎡
- (4) 延床面積 14,595.35㎡

（契約期間）

第2条 契約期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（契約の内容）

第3条 この契約に基づき乙が実施すべき業務の範囲の内容は、別紙「那覇文化芸術劇場なは一と駐車場システム保守点検業務委託仕様書」により定める。

（委託料）

第4条 この契約の契約金額は、 円（うち消費税 円）とし、契約金額の各月における支払額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

		支払額	
令和8年度	年額	円（うち消費税 円）	
	月額	4～7月分	円（うち消費税 円）
		8～11月分	円（うち消費税 円）
		12～3月分	円（うち消費税 円）
令和9年度	年額	円（うち消費税 円）	
	月額	4～7月分	円（うち消費税 円）
		8～11月分	円（うち消費税 円）
		12～3月分	円（うち消費税 円）
令和10年度	年額	円（うち消費税 円）	
	月額	4～7月分	円（うち消費税 円）
		8～11月分	円（うち消費税 円）
		12～3月分	円（うち消費税 円）

2 前条に定める契約期間中において、消費税及び地方消費税率に変動がある場合は、甲乙協議の上、委託料を変更することができる。

3 毎月の履行確認後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（再委託等権利譲渡の制限）

第5条 乙は、この契約に基づく権利業務の全部または、一部を第三者に譲渡、または再委託してはならない。ただし、第4条の業務のうち特殊的業務について、甲の承認を得た業務の再委託についてはこの限りではない。

(労働法上の責任)

第6条 乙は、乙の従業員に対する雇用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他法令上のすべての責任を負うものとする。

2 乙は、甲の所有又は占有に係わる建物施設等が、乙の従業員に対し安全上または衛生上の危険若しくは、有害のおそれが発見された時は、甲に対し直ちにその旨を申出るとともに、甲はその申出に応じ速やかに措置をとり、または乙が措置することを認めるものとする。

(契約業務の履行)

第7条 乙はこの契約の履行にあたり、関係諸法令及び諸規則並びに仕様書に定める範囲及び基準を誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって履行しなければならない。

(異状時の処置)

第8条 乙は、保守点検業務の対象に異状が生じたときは、ただちに適切な処置を行わなければならない。

(計画、報告、検査)

第9条 乙は仕様書に基づき当該業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を履行するものとする。

2 乙は報告書等の書面をもって業務履行状況を速やかに甲に報告するものとする。

3 前項の報告後に甲が行う検査の結果不合格となり、補正を命じられた場合、乙は速やかに補正を行い、補正後は補正完了の報告を行い、甲の再検査を受けるものとする。

4 甲は定められた期間（3年間）、上記報告書等を保存しなければならない。

(業務の履行責任)

第10条 乙が行う契約業務に瑕疵があり、又は善良なる業務担当者の注意義務を欠いたために不完全な履行が行われた場合は、甲は乙に対して直ちに完全な履行を請求することができる。ただし、甲の設備に乙が予見できない瑕疵欠陥があったとき、又は甲が提供した付属備品、機器の瑕疵等により乙の責に帰さないときはこの限りではない。

2 業務担当者は、緊急時の要請等に対し、誠実にかつ迅速に対応しなければならない。

(不良設備の改善義務)

第11条 乙は第3条の業務の結果、甲の所有する設備について不良箇所があると判断した場合、その旨を甲に報告し、甲は速やかに適切な措置を講じなければならない。

(経費負担区分)

第12条 乙は第4条の当該業務の履行に必要とする経費を全て負担する。ただし、第11条により別途発注する不良設備改修並びに取替に伴う費用は、甲の負担とする。

(損害賠償の責任)

第13条 当該業務に関し、乙の過失により甲または第三者に損害が生じた場合は、乙は甲または第三者に対し、速やかにその損害の賠償を行うものとする。

(検査の立会い)

第14条 乙は、甲が必要とする当該業務の対象に関する検査に立会い、検査係員への説明を行わなければならない。

(守秘義務)

第15条 甲及び乙は当該契約業務の履行を通じて知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は違約金として契約金額(年額)の100分の10の金額を甲の指定する日までに支払うものとする。

- (1) 乙又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。
- (2) 乙が正当な理由無く、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (3) この契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったと甲が認められたとき。
- (4) 乙が本契約を履行することが出来ないと明らかに認められるとき。
- (5) 乙から契約解除の申出があったとき。
- (6) 作業員の不適切な態度や対応等について、市民及び職員等から相当な苦情があり、その作業員の改善が認められないとき。

(損害賠償の申立)

第17条 乙は、前条の規定により甲が本契約を解除しても、甲に対して損害賠償の申し立てをすることはできない。

(契約保証金)

第18条 那覇市契約規則第30条第9号に基づき免除する。

(契約の費用)

第19条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(特約事項)

第20条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条第2号の長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の

翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額または削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

(合意管掌裁判所)

第21条 この契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、那覇地方裁判所を第一管轄裁判所とするものとする。

(協議事項)

第22条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意を持って協議し、定める。ただし、軽微なものについては、甲の要望に添うものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市

那覇市長 知念 覚

乙 市 丁目 番 号

〇〇〇株式会社

代表取締役